

予算の公表について（公告）

平成26年3月31日専決処分をした平成25年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成25年度新潟県一般会計補正予算

平成25年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,519,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,243,370,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第 1 款 県 税		千円	千円	千円
	第 1 項 県 民 税	230,706,000	1,132,000	231,838,000
	第 2 項 事 業 税	81,299,000	42,000	81,341,000
	第 3 項 地 方 消 費 税	44,876,000	457,000	45,333,000
	第 4 項 不 動 産 取 得 税	34,876,000	△ 373,000	34,503,000
	第 5 項 県 た ば こ 税	4,868,000	473,000	5,341,000
	第 6 項 ゴ ル フ 場 利 用 税	3,026,000	1,000	3,027,000
	第 7 項 自 動 車 取 得 税	576,000	4,000	580,000
	第 8 項 軽 油 引 取 税	3,922,000	172,000	4,094,000
	第 9 項 自 動 車 税	24,376,000	335,000	24,711,000
	第 1 2 項 産 業 廃 棄 物 税	32,583,000	19,000	32,602,000
		218,000	2,000	220,000
第 2 款 地 方 消 費 税 清 算 金				
	第 1 項 地 方 消 費 税 清 算 金	45,266,000	674	45,266,674
		45,266,000	674	45,266,674

第 3 款 地方譲与税				40,148,000	512,145	40,660,145
	第 1 項 地方法人特別譲与税			35,491,000	234,661	35,725,661
	第 2 項 地方揮発油譲与税			4,342,000	272,390	4,614,390
	第 3 項 石油ガス譲与税			306,000	2,547	308,547
	第 4 項 航空機燃料譲与税			9,000	2,547	11,547
第 5 款 地方交付税			275,979,585		3,279,697	279,259,282
	第 1 項 地方交付税		275,979,585		3,279,697	279,259,282
第 6 款 交通安全対策特別交付金			598,000	△	7,743	590,257
	第 1 項 交通安全対策特別交付金		598,000	△	7,743	590,257
第 7 款 分担金及び負担金			6,935,265	△	209,767	6,725,498
	第 1 項 分担金		1,709,962	△	62,476	1,641,486
	第 2 項 負担金		5,231,303	△	147,291	5,084,012
第 8 款 使用料及び手数料			10,255,890		42,456	10,298,346
	第 1 項 使用料		6,664,666		42,878	6,707,744
	第 2 項 手数料		3,591,024	△	422	3,590,602
第 9 款 国庫支出金			199,517,743	△	9,737,285	189,780,458

	第 1 項 国庫負担金	38,483,163	△	39,867	38,443,296
	第 2 項 国庫補助金	158,029,043	△	9,697,418	148,331,625
第 10 款 財産収入					
	第 1 項 財産運用収入	1,569,117		75,192	1,644,309
	第 2 項 財産売却収入	782,366		61,782	844,148
		786,751		13,410	800,161
第 11 款 寄附金					
	第 1 項 寄附金	49,940		57,984	107,924
		49,940		57,984	107,924
第 12 款 繰入金					
	第 1 項 特別会計繰入金	62,784,939	△	7,631,982	55,152,957
	第 2 項 基金繰入金	1,365,393		3,494	1,368,887
		61,419,546	△	7,635,476	53,784,070
第 13 款 諸収入					
	第 1 項 延滞金加算金及び過料等	142,335,552	△	40,268,136	102,067,416
	第 4 項 貸付金収入	342,422		17,000	359,422
	第 5 項 受託事業収入	101,576,780	△	40,181,124	61,395,656
	第 6 項 収益事業収入	6,790,262	△	146,667	6,643,595
	第 7 項 利子割精算金収入	4,294,581		11,056	4,305,637
		3,803	△	2	3,801

	第 8 項 雜 入	7,136,737	31,601	7,168,338
第 1 4 款 泉 債		281,716,900	△ 5,765,000	275,951,900
	第 1 項 泉 債	281,716,900	△ 5,765,000	275,951,900
歲	入 合 計	1,301,890,718	△ 58,519,765	1,243,370,953

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第 2 款 総務費		77,278,713	6,531,194	83,809,907
	第 1 項 政策費	4,280,266	△ 98,061	4,182,205
	第 2 項 総務管理費	60,085,240	6,640,156	66,725,396
	第 4 項 徴税費	7,034,554	△ 6,310	7,027,744
	第 5 項 市町村振興費	3,830,121	△ 2,900	3,827,221
	第 7 項 人事委員会費	147,912	△ 591	147,321
	第 8 項 監査委員費	247,620	△ 600	247,020
	千円			
第 3 款 県民生活・環境費		11,922,360	△ 100,344	11,821,516
	第 1 項 県民生活管理費	1,983,947	△ 45,150	1,938,797
	第 2 項 防災費	6,928,084	△ 52,097	6,875,987
	第 5 項 廃棄物対策費	1,795,093	△ 3,597	1,791,496
	千円			
第 4 款 福祉保健費		148,732,410	△ 2,199,300	146,533,410
	第 1 項 福祉保健費	18,688,230	△ 247,527	18,440,703
	第 2 項 国保・福祉指導費	41,189,351	△ 1,562	41,187,789

第 3 項 醫務費	7,329,250	△	332,534	6,996,716
第 4 項 醫師・看護職員確保対策費	1,789,121	△	8,300	1,780,821
第 5 項 高齢福祉保健費	38,062,655	△	469,351	37,593,304
第 6 項 健康対策費	5,763,437	△	146,465	5,614,972
第 7 項 生活衛生費	1,570,209	△	37,175	1,533,034
第 8 項 障害福祉費	18,419,813	△	83,177	18,336,636
第 9 項 児童家庭費	15,920,344	△	870,909	15,049,435
第 5 款 労働費	10,687,663	△	1,623,303	9,064,360
第 2 項 労政雇用費	8,507,486	△	1,623,303	6,884,183
第 6 款 産業費	107,817,154	△	41,016,290	66,800,864
第 3 項 商業振興費	89,454,724	△	41,016,290	48,438,434
第 7 款 農林水産業費	84,995,352	△	3,317,718	81,677,634
第 2 項 地域農政推進費	6,286,570	△	14,598	6,271,972
第 8 項 林業費	19,422,846	△	2,066,393	17,356,453
第 9 項 農地管理費	3,009,078	△	211,938	2,797,140
第 10 項 農地基盤整備費	41,411,975	△	1,002,858	40,409,117
第 11 項 農地計画費	1,370,779	△	21,931	1,348,848

第 8 款 土 木 費					180,226,463	△	13,339,441	166,887,022
第 1 項 土 木 管理費					10,950,510	△	60,000	10,890,510
第 2 項 道 路 橋 り よ う 費					69,177,651	△	3,326,371	65,851,280
第 3 項 河 川 海 岸 費					41,223,992	△	3,715,698	37,508,294
第 4 項 砂 防 費					17,412,919	△	2,949,309	14,463,610
第 5 項 都 市 計 画 費					6,458,275	△	210,177	6,248,098
第 7 項 交 通 政 策 費					4,524,506	△	67,148	4,457,358
第 9 項 港 灣 費					10,509,080	△	2,709,349	7,799,731
第 10 項 空 港 費					779,223	△	301,389	477,834
第 9 款 警 察 費					49,635,897	△	133,918	49,501,979
第 1 項 警 察 管理費					46,183,514	△	133,918	46,049,596
第 10 款 教 育 費					215,868,881	△	485,862	215,383,019
第 1 項 教 育 総 務 費					4,525,647	△	8,414	4,517,233
第 2 項 小 中 学 校 費					127,909,577	△	124,886	127,784,691
第 3 項 高 等 学 校 費					50,061,651	△	229,962	49,831,689
第 4 項 特 別 支 援 学 校 費					17,466,129	△	90,605	17,375,524
第 6 項 文 化 行 政 費					1,718,993		21,266	1,740,259

第 1 1 款 災害復旧費	第 8 項 私学教育振興費	11,008,527	△	53,261	10,950,266
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	17,000,507	△	2,454,595	14,545,912
	第 2 項 土木施設災害復旧費	4,795,071	△	449,892	4,345,679
	第 3 項 教育施設災害復旧費	12,138,884	△	1,998,893	10,139,991
		66,552	△	6,310	60,242
第 1 2 款 県債費		303,497,366	△	61,414	303,435,952
	第 1 項 県債費	303,497,366	△	61,414	303,435,952
第 1 3 款 諸支出金		92,539,346	△	178,574	92,360,772
	第 2 項 雑支出	2,915,900	△	148,918	2,766,982
	第 3 項 地方消費税清算金	32,746,783	△	15	32,746,768
	第 5 項 配当割交付金	956,340	△	24,791	931,549
	第 7 項 地方消費税交付金	22,938,257	△	13	22,938,244
	第 8 項 ゴルフ場利用税交付金	407,737	△	4,792	402,945
	第 9 項 自動車取得税交付金	2,914,162	△	1	2,914,161
	第 1 0 項 軽油引取税交付金	5,431,457	△	44	5,431,413
第 1 4 款 予備費		300,000	△	140,000	160,000

	第 1 項 予 備 費	300,000	△	140,000	160,000
歳	出 合 計	1,301,890,718	△	58,519,765	1,243,370,953

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額	千円
道路事業費	6,783,000		普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	6,246,000		
河川事業費	14,961,000							13,608,000		
海岸事業費	857,000							617,000		
砂防事業費	6,914,000							5,944,000		
街路事業費	355,000							325,000		
公園事業費	660,000							567,000		
港湾事業費	5,663,000							4,100,000		
空港事業費	294,000							104,000		
水産事業費	165,000							163,000		
漁港事業費	585,000							582,000		
林道事業費	612,000							610,000		

治山事業費	3,867,000	3,449,000
農地事業費	7,064,000	6,673,000
災害復旧事業費	5,662,000	4,626,000
学校教育施設等整備事業費	745,000	2,941,000
社会福祉施設整備事業費	700,000	691,000
地域活性化事業費	849,000	826,000
防災対策事業費	4,323,000	4,173,000
地方道路等整備事業費	13,431,000	12,769,000
合併特例事業費	3,715,000	3,709,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	941,000	726,000
河川等整備事業費	54,000	53,000
臨時高等学校改築等事業費	1,077,000	832,000
警察施設整備事業費	425,000	426,000
交通安全施設整備事業費	415,000	391,000

本庁舎改修事業費	54,000				53,000	
地域機関改修事業費	678,000				1,355,000	
地域プロジェクト事業費	125,000				113,000	
魚沼基幹病院出資事業費	547,000				546,000	
集落雪崩対策事業費	7,000				6,000	
えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費	419,000				352,000	
行政改革推進債	7,599,000				7,479,000	
退職手当債	7,267,000				7,108,000	
減収補てん債	377,000				262,000	
合 計	281,716,900				275,951,900	

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96,279千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,915,753千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円	千円	千円
		2,012,032	96,279	1,915,753
	第1項 国庫支出金	150,457	39,329	111,128
	第3項 寄附金	500	500	1,000
	第4項 繰入金	621,780	64,605	557,175
	第5項 諸収入	176,721	3,094	179,815
	第6項 県債	9,733	9,733	
	第7項 分担金及び負担金	1,048,609	13,794	1,062,403
歳 入	合 計	2,012,032	96,279	1,915,753

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
第 1 款 災害救助事業費	第 1 項 災害救助費		2,007,532	△ 91,779	1,915,753
	第 2 項 基金積立金		1,347,264	△ 82,365	1,264,899
	第 3 項 県債費		143,118	△ 12,508	130,610
	第 4 項 繰出金		65,338	△ 400	64,938
			451,812	△ 3,494	455,306
第 2 款 予備費			4,500	△ 4,500	
		第 1 項 予備費	4,500	△ 4,500	
歳 出		合 計	2,012,032	△ 96,279	1,915,753

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補			正			前			補			正			後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
災害援護事業 貸付資金費	9,733 千円	普通貸借	無利子	災害甲類金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第14条第2項の規定による。														